

平成 22 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 津田 由行  
(コード番号8206 大証2部)  
問合せ先 取締役管理部長 松本 豊一  
Tel (06) 6245-4415

株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社  
による当社株式の公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 30 日開催の取締役会において、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式に対する公開買付けについて、下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社ヘキサゴンホールディングス	
(2) 所在地	東京都新宿区四谷一丁目 15 番地 アーバンビルディング SAKAS. 8 B 棟 3 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高木 正広	
(4) 事業内容	当社の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容として おります。	
(5) 資本金	10,000,000 円 (平成 22 年 11 月 19 日現在)	
(6) 設立年月日	平成 22 年 10 月 22 日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ 100.00% (平成 22 年 11 月 19 日現在)	
(8) 公開買付者と当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(1) 氏名	江藤 鉄男	
(2) 住所	東京都渋谷区	
(3) 公開買付者と当社との関係	資本関係	当社の筆頭株主であり、当社の普通株式 62,200,000 株 (発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 25.92%) を保有して おります。(平成 22 年 8 月 31 日現在)
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	その他特筆すべき関係	該当事項はありません。

(1) 名称	エフシーインシュランス株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区神田小川町三丁目 10 番 7 号 Sビル駿河台3F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 江藤 英敏	
(4) 事業内容	保険代理店業務を主たる事業の内容としております。	
(5) 資本金	10,000,000 円（平成 22 年 11 月 19 日現在）	
(6) 設立年月日	平成 12 年 7 月	
(7) 大株主及び持株比率	江藤 英敏 50.00% 江藤 弘子 25.00% 江藤 茂 25.00%  (平成 22 年 11 月 19 日現在)	
(8) 公開買付者と当社との関係	資本関係	当社の第二位株主であり、当社の普通株式 6,870,000 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 2.86%）を保有しております。（平成 22 年 8 月 31 日現在）
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

※本書は賛同意見表明ではありません。

当社は、平成 22 年 11 月 30 日開催の取締役会において、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、中立の立場をとることを決議いたしました。

また、当社株式に関して本公開買付けに応ずるか否かの判断につきましては、株主の皆様へ、新株予約権（平成 15 年 5 月 22 日、平成 15 年 12 月 25 日及び平成 19 年 5 月 25 日の株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権、以下「本新株予約権」といいます。）に関して本公開買付けに応ずるか否かについては、本新株予約権を有する新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ①本公開買付けの背景

当社は、昭和47年10月に婦人洋品、紳士洋品専門店として、株式会社ニチイ（現 株式会社マイカル）100%出資により株式会社エルメの商号をもって大阪市に設立し、昭和61年10月に大阪証券取引所市場第二部に上場しました。その後、平成14年5月に株式会社マイカルから独立し、平成15年9月に会社分割により株式会社エルメ・リーテイル（現 株式会社エルメ）を設立して純粋持株会社化しました。そして、平成17年9月に株式会社アポロ・インベストメントへ商号変更し、経営指針として積極的に投資事業を推進し、連結売上高は急速に拡大しました。しかし、平成18年1月のライブドア・ショック以降、取得していた上場有価証券および非上場有価証券について、その市場価額の下落または実質価額の下落により、多額の含み損が発生しました。そこで、平成19年6月にステラ・グループ株式会社へ商号変更し、経営方針として従来行っていた投資事業を一切廃止し、事業会社の株式を保有・支配することにより、事業子会社の業績の向上を図っておりました。しかし、基幹事業とした不動産事業が米国サブ

プライムローン問題に端を発した金融機関の融資引き締めに加え、平成19年の建築基準法改正による着工の遅れ等により、損益面で大きな影響を受けました。

なお、当社は、平成19年3月22日付でグローバル・ファンデックス株式会社の株式を取得し子会社化したことに伴い、株式会社大阪証券取引所より同所の「不適当な合併等」の規定に基づき、当社が実質的な存続会社ではないとされ、当社は平成19年4月13日付で「上場猶予期間」に入っております。現在当社は、既に同社株式を譲渡し、当社グループ全体における不動産事業の占める割合も大幅に縮小している状況にあります。平成23年2月末日までに同所が定める株券上場審査基準に準じた基準に適合することが求められております。当期(平成23年2月期)の業績予想は、以下の通りとなります。

(単位：百万円)

決算年月	平成23年2月
売上高	10,556
営業利益	123
経常利益	100
当期純利益	△39

また、当社は、株式会社大阪証券取引所へ過去2回の改善報告書を提出しております。同所の有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第2項に基づき、「当該規則施行日(平成21年12月30日)から過去5年以内に改善報告書を1回提出している場合は公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は公表措置及び警告措置を講じているものとみなします」に該当し、同所から平成19年12月4日に公表措置、平成20年7月2日に警告措置を受けたとみなされております。従いまして、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に「適時開示規則第2章(会社情報の適時開示等)」又は「企業行動規範に関する規則第2章(遵守すべき事項)」の規程に違反し、同所の有価証券上場規程に規定する警告措置を受けた場合には同所の定める株券上場廃止基準に該当することになります。このため、当社は今後二度とこうした指摘を受けることがないように、グループ全体で取り組んでおります。

当社グループは、こうした過去の出来事等により、当社グループを取り巻くレピュテーション・リスク(評価・評判の低下に伴うリスク)が増大し、そのことにより、当社グループ全体が大きく影響を受けていることも十分認識しております。そのため、当社グループの企業価値をこれ以上毀損しないように、グループの総力を挙げ、改善に向け取り組んでおります。

しかしながら、当社グループは、当第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)において経常利益19百万円を計上したものの、平成22年2月期(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)においては経常損失4億71百万円を計上し、経常損益は平成19年2月期に△6億15百万円、平成20年2月期に△9億38百万円、平成21年2月期に△17億14百万円と、これまで4期連続してマイナスとなっております。営業キャッシュ・フローにおいても平成17年2月期に△2億32百万円、平成18年2月期に△20億3百万円、平成19年2月期に△27億54百万円、平成20年2月期に△79億0百万円、平成21年2月期に△4億15百万円、平成22年2月期に△4億94百万円と、6期連続してマイナスとなっており、当第2四半期連結累計期間においても△2億99百万円と引き続きマイナスとなっております。また、当社の株価は、長期間低迷を続けており、平成22年10月以降は終値1円の状況もありました。

## ②本公開買付けの開始に至る経緯並びに本公開買付けの概要

このような状況下、当社は、平成22年11月19日、公開買付者により当社株式に対する本公開買付

けの実施に関する公開買付開始公告（以下「本公告」といいます。）がなされたことを、金融庁E D I N E T（電子開示）において知り、電子公告した旨の平成22年11月19日付け日本経済新聞（朝刊）も確認しました。

本公告にもあるとおり、平成22年11月19日時点において、本公開買付けに関して、公開買付者及び株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは当社に対して何ら接触をしておりません。

公開買付者は、平成22年11月19日付けで公告し、次のような概要の公開買付けを開始いたしました。

公開買付者の一社である株式会社ヘキサゴンホールディングスは、本公告日現在において、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ（本社 東京都新宿区四谷一丁目15番地、代表取締役 河井良成）が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、当社の株券等を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年10月22日に設立されました。なお、株式会社ヘキサゴンホールディングスの運営は、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズが株式会社ヘキサゴンホールディングスからの委託に基づき行っております。株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、平成20年6月4日に設立された株式会社であり、ファイナンスアレンジメント業、M&A アドバイザリー業、投資業等を主たる事業としております。

また、公開買付者の一人である江藤鉄男氏は、本公告日現在において、当社の筆頭株主であり、当社の普通株式62,200,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合25.92%（平成22年8月31日現在））を有しており、他方、公開買付者の一社であるエフシーインシュランス株式会社は、本公告日現在において、当社の第二位株主であり、当社の普通株式6,870,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.86%（平成22年8月31日現在））を有しております。なお、エフシーインシュランス株式会社は、平成12年7月に江藤鉄男氏の親族により設立された会社で、主として各種の保険代理店事業を営んでおります。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式の過半数以上最大で100%（但し、平成22年8月31日現在の発行済株式総数（239,935,000株）から江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社が所有する株式数（69,070,000株）を控除した170,865,000株。なお、公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により公開買付期間末日までに交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）を取得すること、及び、当社の本新株予約権の全て（平成22年8月31日現在の個数は2,407個。その目的となる普通株式数は2,407,000株。なお、本新株予約権については、その発行時の定めに基づき、新株予約権1個につきその目的となる普通株式の数を1,000株として計算しております。）を取得すること（以下「本取引」といいます。）を目的として、公開買付けを実施いたします。本公開買付けは、本取引を通して当社を最終的に子会社化することにより、当社に経営参画することを最終的な目的としております。

具体的には、当社株式について、平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株と本新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株を買付予定数の下限と設定し、本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他

方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社が 100 : 0 : 0 の比率で買付け等を行うものとします。

なお、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスとの間で、本公開買付け以降に開催される当社株主総会において、全ての議案につき、株式会社ヘキサゴンホールディングスの意向に従い、議決権を行使する旨につき、平成 22 年 11 月 18 日付で書面により合意をしております。

また、本公告日において、株式会社ヘキサゴンホールディングスは当社の株式を保有しておりません。本公開買付けに関して、公開買付者及び株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは当社に対して何ら接触をしておりません。

### ③上記意見に至った意思決定の過程

当社取締役会は、平成 22 年 11 月 25 日、公開買付者による本公開買付けが、当社及び当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断をするため、本公告の内容等を検証しましたが、さらに慎重な検討を行うため、再度取締役会を開催して検討することと致しました。

そして、当社取締役会は、平成 22 年 11 月 30 日、本公告の内容等を引き続き検証し、公開買付者の公開買付けが成立した場合の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、取引先、顧客、従業員その他当社を取り巻くステークホルダーの利害への影響等を慎重に検討しました。

このため、当社は当社の顧問弁護士である弁護士法人淀屋橋・山上合同（以下「淀屋橋・山上合同」といいます。）による、公開買付手続の適法性に関する法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねるとともに、公開買付者から提示されております公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料とすべく、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである公認会計士葦澤事務所（所長 葦澤政男氏、以下「葦澤事務所」といいます。）に対して、当社株式価値の算定を依頼し、葦澤事務所より株式価値算定報告書を取得しました。

### ④意見の根拠及び理由

当社取締役会は、淀屋橋・山上合同から助言を得て適法性について留意しつつ、取締役会の意思決定が公開買付者の意向のみで左右されることなく、少数株主、取引先、顧客、従業員その他当社を取り巻くステークホルダーの利害への配慮も加味することができるような状態を確保したうえで、葦澤事務所より取得した株式価値算定報告書を参考に慎重に協議を重ねた結果、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上という観点に鑑みれば、本公開買付けは、買付価格が下記の算定株価を大きく下回りますため、反対の意を表明すべきところではありますが、他方では、本公開買付け及びこの後に行われる可能性があるいわゆる二段階買取によるものではない上記 2 (2) ①の記載の上場廃止リスクが拭いきれず、仮に上場廃止となった場合には当社の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなってしまうことに鑑みれば、反対の意を表明するより、買付価格が下記の算定価格を大きく下回ることを指摘申し上げた上で、本公開買付けに応ずるか否かの判断につきましては、株主の皆様にご委ねることが適切という判断に至りました。

そこで、当社取締役会は、本公開買付けについては、その審議及び決議に参加した当社取締役の全員一致で、中立の立場をとることを決議し、本公開買付けに応ずるか否かの判断につきましては、株主の皆様にご判断を委ねることと致しました。

また、当社は本新株予約権については、葦澤事務所に価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見を依頼しておらず、当社取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応ずるか否かについては、本新株予約権を有する新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

なお、買付価格の妥当性の判断の根拠は以下のとおりです。

a 算定の基礎および経緯

本公開買付けにおける買付価格 3 円は、当社普通株式の大阪証券取引所市場第二部における平成 22 年 11 月 29 日の終値である 3 円に対して 0.00%、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 10 月 30 日から平成 22 年 11 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2 円（小数点以下四捨五入）に対して 50.00%、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 8 月 30 日から平成 22 年 11 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2 円（小数点以下四捨五入）に対して 50.00%、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 5 月 31 日から平成 22 年 11 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2 円（小数点以下四捨五入）に対して 50.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

当社は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するにあたり、葦澤事務所に対し、当社株式の算定について依頼しました。葦澤事務所は、当社が大阪証券取引所市場第二部に上場している会社であるため、現在及び将来の期待値まで加味されている市場価値法を主たる株価算定方法とすることが一般的であることから、株式価値の算定を行いました。世界的な不景気のなかで市場価値に大幅な変動が生じており、今後の経済情勢が不透明であることから、現時点の客観的な評価方法である純資産額法と将来計画に基づいたディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用しました。なお、当社は持株会社であり、子会社の特殊性などに鑑みると上場している同業他社で類似会社がないため、類似会社比準法を採用しませんでした。

葦澤事務所は、主たる株価算定法として市場価値法をウエイト 50%、純資産額法及び DCF 法の各評価方法を 25%として当社の株式価値の算定を行い、当社は葦澤事務所から平成 22 年 11 月 29 日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。

なお、上記各評価方法において算定された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

評価方法	下限		上限	
	評価額 (円)	ウエイト	評価額 (円)	ウエイト
市場価値法	2	50%	3	50%
純資産額法	8	25%	16	25%
DCF 法	14	25%	16	25%
算定株価	6		9	

(注) 1 簿価純資産額法および時価純資産額法は、会社財産（ストック）の簿価または時価を基礎に算定する方法である。これらの方法は現時点の会計上の純資産額から簿価や時価を算定することが可能であり比較可能性が高いこと、当社の市場株価と純資産額から生じる純資産倍率との乖離が生じていることから、純資産額法を採用し、市場価値法と異

なる算定方法を採用することとする。

また、純資産額については、当社の会計監査を受けた会計上の簿価純資産額法を一方の基準とするとともに、上場会社の会計基準が時価法に近い会計方針を採用していることから、当社の会計上の簿価純資産額を基準にして勘定明細や公表情報等をレビューして時価に修正すべき事項を加味した時価純資産額法と、OA とプロジェの子会社が上場会社であることから両者の株式を市場価格にて評価した場合の時価純資産を他方の基準としたこれらの純資産額法を採用することとする。

2 DCF 法は、投資後に予想される年度別のキャッシュ入出金の純金額（ネットキャッシュ・フロー）を予測し、それを現在価値に割り引いて合計することによって投資そのものの価値を算出する方法であります。

この方法は、投資の意思決定に際して、あらゆる投資に対しその有利不利を判定できる唯一の方法であることから、投資としての株式評価を代表する方法であります。

将来性を加味し、継続企業を前提とした事業計画にもとづいたキャッシュ・フローを基礎とする DCF 法を採用することが一般的に使われる場合が多く、本公開買付けにおいては、当社の時価評価をしていくに当たり、当期の業績予想を基本に今後 5 年間に於いて当社グループおよび経済環境を考慮した事業計画における将来のフリーキャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって算出する DCF 法を今回の算定では採用することとします。

#### b 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである葦澤事務所は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (3) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では、上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、下記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、大阪証券取引所市場第二部に上場されている当社の株式が当社により全部を取得される場合にも、当社の普通株式は上場廃止になります。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

#### (4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものです。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の過半数以上の議決権を有することになりますが、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付けに応募しなかった株主より要請等があるときは、本公開買付けに応募し、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホール

ディングス)に株券等を譲渡した株主との平等を考慮の上、適用法令に従った市場の内外における取引により当社の発行済株式を追加取得することがある他、公開買付者(江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社)の所有する株式69,070,000株と公開買付者(株式会社ヘキサゴンホールディングス)が取得(上記追加取得を含みます。)する当社の発行済株式の合計数が当社の3分の2以上の議決権が確保される場合には、原則として、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主(当社を除きます。)に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び、③当社の当該株式の全部の取得と引き換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定です。また、本株主総会にて上記①のご承認を頂き、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得事項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。なお、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスとの間で、本公開買付け以降に開催される当社株主総会において、上記各議案を含む全ての議案につき、株式会社ヘキサゴンホールディングスの意向に従い、議決権を行使する旨につき、平成22年11月18日付で書面により合意をしております。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てが当社に取得されることとなり、当社の株主(当社を除きます。)には、当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の当社の株式を売却すること等によって、得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の

関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類別の株式を交付するという上記の方法については、関連法令についての当局の解釈、並びに、本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付け以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更するか、又は、実施の有無を変更する可能性があります。但し、他の方法による場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付け以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても本公開買付け価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、当社と公開買付け者の協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

公開買付け者は、本公開買付けが成立したものの、取得しなかった当社の新株予約権について、当社に対し、当該新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、当社はかかる要請に応じて当該新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認下さい。

#### (5) 公正性を担保するための措置

当社取締役会は、当社及び公開買付け者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである葦澤事務所を指名し、当社の株式価値の算定を依頼しました。また、独立したリーガル・アドバイザーの立場として、淀屋橋・山上合同より本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定方法等に係る適法性及び株式市場に対する公正性を担保するために必要な本公開買付けに関する情報管理の重要性について法的助言を受け、本公開買付けに賛同することが当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するかどうかについて慎重に審議いたしました。

当社は、葦澤事務所より株価算定報告書を取得し（なお、当社は、葦澤事務所から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）、平成22年11月30日開催の取締役会において、本公開買付けにおける諸条件について上記報告書等を参考にしつつ、慎重に検討を重ねました。

以上のことから、当社取締役会は、本公開買付けに関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

本公開買付けに対する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情は認められないため、利益相反を回避する特段の措置を講じていません。

3. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

以上